

JIS

翻訳サービス－翻訳サービスの要求事項

JIS Y 17100 : 2021
(ISO 17100 : 2015, Amd.1 : 2017)
(INFOSTA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	秋 山 進	元株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 TEL 03-6222-8506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
2.1 翻訳及び翻訳サービスに関する概念	2
2.2 翻訳ワークフロー及び技術に関する概念	2
2.3 言語及びコンテンツに関する概念	3
2.4 翻訳サービスの関係者に関する概念	4
2.5 翻訳サービスのプロセス管理に関する概念	5
3 資源	6
3.1 人的資源	6
3.2 技術的資源	7
4 制作準備段階のプロセス及び活動	8
4.1 一般	8
4.2 引合い及び実施可能性	8
4.3 見積り	8
4.4 クライアントと TSP との合意	8
4.5 プロジェクト関連のクライアント情報の取扱い	8
4.6 プロジェクトの準備	8
5 制作プロセス	9
5.1 一般	9
5.2 翻訳サービスのプロジェクト管理	9
5.3 翻訳プロセス	10
6 制作後のプロセス	11
6.1 フィードバック	11
6.2 終了管理	12
附属書 A (参考) JIS Y 17100 翻訳ワークフロー	13
附属書 B (参考) 合意及びプロジェクト仕様	14
附属書 C (参考) プロジェクトの登録及び報告	16
附属書 D (参考) 制作準備段階の作業	17
附属書 E (参考) 翻訳関連技術	18
附属書 F (参考) 付加価値サービスの非網羅的なリスト	19
参考文献	20
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報科学技術協会（INFOSTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

翻訳サービス—翻訳サービスの要求事項

Translation services—Requirements for translation services

序文

この規格は、2015年に第1版として発行されたISO 17100及びAmendment 1 (2017)を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

この規格は、翻訳サービスの品質及び引渡しに直接影響を及ぼす翻訳プロセスのあらゆる側面に対する要求事項を規定する。この規格には、品質の高い翻訳サービスの引渡しに必要な、コアプロセスの管理、資格に関する最低限の要求事項、資源の可用性及び管理、並びにその他の処置について、翻訳サービス提供者 (TSP) を対象とする規定内容を記載している。

この規格は、あらゆる規模のTSPが実施することを意図したものである。この規格に適合するためには、この規格の全ての規定内容を満たさなければならない。ただし、実施の方法は、組織の規模及び複雑性、並びに場合によってはTSPに要求されている翻訳サービスの量及び複雑性に依りて異なってもよい。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、該当する仕様を満たす、品質の高い翻訳サービスの引渡しに必要なコアプロセス、資源及びその他の側面の要求事項について規定する。

また、翻訳サービス提供者 (TSP) は、この規格を適用することで、特定の翻訳サービスがこの規格に適合していること、並びにクライアントの仕様及びその他の該当する仕様を満たす翻訳サービスを引き渡すためのプロセス及び資源の能力をもつことを実証できる。

該当する仕様には、クライアントの仕様、TSP自身の仕様、及び関係する全ての業界規範、ベストプラクティスガイド又は法令に基づく仕様を含めることができる。

機械翻訳出力とポストエディットの組合せは、この規格の適用範囲外である。

この規格は、通訳サービスには適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 17100:2015, Translation services—Requirements for translation services 及び Amendment 1:2017 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。